

教育委員会定例会事項書

令和4年6月24日(金)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 栗 須 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願 3 部活動改革の推進に関する請願について

4 議 題

議案第 21 号 教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則案

議案第 22 号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 23 号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について

議案第 24 号 三重県総合博物館協議会委員の任免について

議案第 25 号 三重県立美術館協議会委員の任命について

5 報 告 題

報告 1 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

報告 2 令和4年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告 3 第104回全国高等学校野球選手権三重大会の開催について

報告 4 令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

6 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和4年6月7日(火)
開会 9時30分
閉会 10時23分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員
議事録署名者 北野委員

4 採択議案の件名

議案第19号 三重県教育委員会指定管理者選定委員会委員の任命について
議案第20号 令和5年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

5 請願陳情の付議の結果

請願1 全国中学校体育大会を主催しないことを求める請願について
請願2 部活動指導の適法な命令を求める請願について
請願1、請願2については不採択とする。

6 諸般の報告

該当なし

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



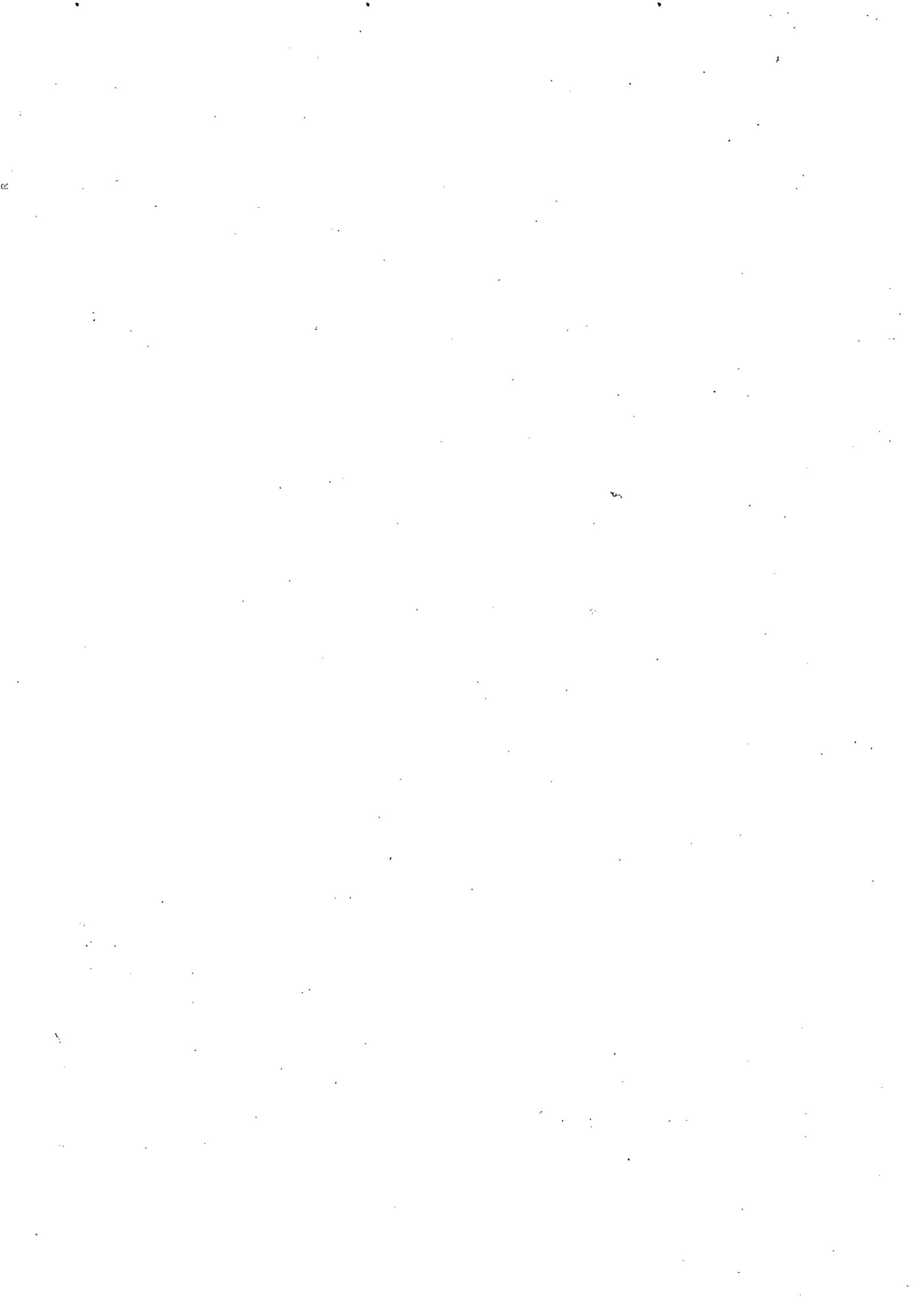
請願3

部活動改革の推進に関する請願について

請願について、別紙のとおり提案する。

令和4年6月24日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定



請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件 名 等	請 願 者	教育長の意見
請3	令和4年4月11日	<p>(件名) 部活動改革の推進に関する請願書</p> <p>(要旨) 部活動指導を希望する教職員だけに賄いきれない分に関しまして、部活動指導員の設置を徹底すること</p> <p>平日も含めた部活動の完全なる地域化を早期に実現すること。</p>	<p>大原 敦子 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 三重県津市寿町7-50</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会は、子どもたちに対する専門的な指導の充実と教員の負担軽減のため、公立中学校と県立学校に部活動指導員、県立学校に運動部活動サポーターを配置しています。部活動指導員の配置については、公立中学校、県立学校ともに、段階的に拡充してきたところです。 ・ また、各地域によって実情が違い、人材の確保が困難な地域があることから、全ての学校の希望状況に即して、専門性を有する部活動指導員を設置するには、さらなる人材の確保や、部活動指導に適した人材の育成など、段階的に進めていく必要があります。 ・ 県教育委員会は、部活動のあり方検討委員会を設置し、持続可能な部活動について協議をしているところです。 ・ 中学校については、休日の部活動の段階的な地域移行について、令和3年度から、3市町4中学校をモデル校として、実践研究を行うなど、令和5年度からの段階的な地域移行の開始に向けて市町教育委員会と連携して取組を進めています。 ・ 国の方向性では、平日の部活動の地域移行について、休日の部活動の地域移行の進捗状況を検証し

				<p>進めることとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、高等学校については、部活動への参加を学校の特色としていたり、部活動をもとに進路選択した生徒が参加したりしており、中学校とは異なる状況にあることから、学校の実情に応じて運動部活動の改善に取り組むことが望まれています。 以上のことから、本申請は不採択といたしたい。
--	--	--	--	---

2022年4月11日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

部活動改革の推進に関する請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敦子

住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

部活動改革の推進に関して、「部活動指導員の設置の徹底を行うこと」「部活動の地域化の早期実現を行うこと」の2点を求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

中央教育審議会が2019年1月25日に発出した「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」において、部活動は「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」として整理されています。

しかし、現在の部活動制度は形式上、教職員に対する「委嘱」や「お願い」といった職務命令によらない形をとりながらも、実際にはそれを断る選択肢を教職員に与えないという強制によって成り立っているのが現状です。公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例や給特法の規定に照らし合わせれば、こうした部活動の運用が許されないことは言うまでもありません。

地方自治法第2条第16項では「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」とされており、また、地方公務員法第32条では「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従うことが義務づけられていることから、職員である校長が法令違反をしてはなりません。当然ながら、教職員を部活動指導に携わせ、超過勤務を強いることはあってはなりません。違法な部活動運営の現状をただちに是正し、部活動改革の推進を行っていくことが必要です。

そこで、部活動指導を望まない教職員は部活動指導をしなくてもよいようにすることが必要です。部活動指導を希望する教職員だけで必要な人員数を賄いきれないのであれば、その分に関して部活動指導員の設置を確実に行うことが必要であると考えます。人員が足りないからと、部活動指導を望まない教職員に強制することは厳に慎まなければなりません。

また、2019年末の給特法改正の附帯決議の中では、部活動の地域化の早期実現の方針が示されていることから、三重県においても部活動の地域化を早期に実現していく必要があります。給特法改正の附帯決議で掲げられた部活動の地域化は、週休日に限ったものではなく、完全なる地域化であり、それを早期に実現することが必要です。

以上の理由から、部活動改革の推進に関して、「部活動指導員の設置の徹底を行うこと」「部活動の地域化の早期実現を行うこと」の2点を求めます。



議案第 21 号

教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則案

教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 4 年 6 月 24 日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



教員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則案

教員免許状の更新等に関する規則（平成二十一年三重県教育委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則案要綱

1 廃止理由

教育職員免許法の一部改正による教員免許更新制の廃止に伴い、更新に係る手続や様式を定めた規則を廃止する。

2 施行期日

令和4年7月1日

(教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行日)

(参考) 教員免許更新制の廃止について

教員免許更新制は、免許状の有効期間を10年とし、更新講習の受講により有効期間を更新する制度です。

令和4年7月1日から、教育職員免許法の改正に伴い免許更新制が廃止されます。

議案第 22 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 4 年 6 月 24 日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則（昭和四十六年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
<p>(免許法別表第八による場合)</p> <p>第七条の三 免許法別表第八の規定により幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第三欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第四欄に掲げる単位を修得するものとする。</p> <p>一 幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合</p>					<p>(免許法別表第八による場合)</p> <p>第七条の三 免許法別表第八の規定により幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第三欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第四欄に掲げる単位を修得するものとする。</p> <p>一 幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合</p>				
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
有することを要する免許状に関する在職年数	有することを要する免許状又はは受けようとする免許状に関する在職年数	受けようとする免許状に関する在職年数	保育内容の指導法に関する科目	最低修得単位数	有することを要する免許状に関する在職年数	有することを要する免許状に関する在職年数	受けようとする免許状に関する在職年数	保育内容の指導法に関する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>一 小学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合</p>					<p>一 小学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合</p>				
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
有することを要する免許状に関する在職年数	有することを要する免許状又はは受けようとする免許状に関する在職年数	受けようとする免許状に関する在職年数	各教科の指導法に関する科目又はは基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数	有することを要する免許状に関する在職年数	有することを要する免許状に関する在職年数	受けようとする免許状に関する在職年数	各教科の指導法に関する科目又はは基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

三 中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄		
有することを必要とする免許状に関する在職年数	有することを必要とする免許状に関する在職年数	受けようとする免許状に関する在職年数	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

三 中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄		
有することを必要とする免許状に関する在職年数	有することを必要とする免許状に関する在職年数	受けようとする免許状に関する在職年数	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

四 高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄		
有することを必要とする免許状に関する在職年数	有することを必要とする免許状に関する在職年数	受けようとする免許状に関する在職年数	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

四 高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄		
有することを必要とする免許状に関する在職年数	有することを必要とする免許状に関する在職年数	受けようとする免許状に関する在職年数	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(申請書類)

第九条 免許法、免許法施行規則又は施行法の規定により、免許状の授与、新教育領域の追加の定め、交付、書換若しくは再交付又は教育職員検定（以下「免許状の授与等」という。）を申請する者は、申請の根拠規定の別に応じ、別表第一、別表第二又は別表第三に定める申請書類を、三重県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに掲げる者は、その者の戸籍抄本を添えなければならない。

一 (略)

二 基礎資格を証明する書類に記載された名前又は本籍地と申請時の名前又は本籍地が異なる者（現に有する免許状の書換を完了した者は、除く。）

(申請書類)

第九条 免許法、免許法施行規則又は施行法の規定により、免許状の授与、新教育領域の追加の定め、交付、書換若しくは再交付又は教育職員検定（以下「免許状の授与等」という。）を申請する者は、申請の根拠規定の別に応じ、別表第一、別表第二又は別表第三に定める申請書類を、三重県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに掲げる者は、その者の戸籍抄本を添えなければならない。

一 (略)

二 基礎資格を証明する書類に記載された名前又は本籍地と申請時の名前又は本籍地が異なる者（県教育委員会において、現に有する免許状の書換を完了した者は、除く。）

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて次に掲

紙1中送付する届出申請書を返すものとする。
 第1号様式(第9条関係)(規格A4)

校 長 印		受 付 印	
		所 轄 庁	

教育職員免許状授与等申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現 住 所			
勤 務 先 又 は 勤 務 予 定 校			
フリガナ		本 籍 地	
名 前 (楷書で正確に 記載すること)		都 道	
		府 県	
生 年 月 日	年	月	日生

次の教育職員免許状を授与等してください。

免許状 の種類	教諭	免許状	教科又は 教育領域
------------	----	-----	--------------

教育職員免許状授与等申請書（一括申請用）

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

フリガナ 名前 〔楷書で正確に 記載すること〕		本籍地
		都 道 府 県
生 年 月 日	年 月 日生	

次の教育職員免許状を授与等してください。

番号	免 許 状 の 種 類	教科又は 教育領域
1	教諭 免許状	
2	教諭 免許状	
3	教諭 免許状	
4	教諭 免許状	
5	教諭 免許状	
6	教諭 免許状	

学校及び学部学科名	
専攻（大学院のみ）	
授与等年月日	年 月 日

校長印		受付印	
		所轄庁	

教育職員検定申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所			
勤務先又は 勤務予定校			
フリガナ		本籍地	
名前 楷書で正確に 記載すること		都道府県	
生年月日	年 月 日生		

次の教育職員免許状を教育職員検定のうえ授与等してください。

記入 され か 一 方 の み	免許状の 種類	教諭免許状	教科又は 教育領域	
		助教諭免許状		

校長印	受付印	
	所轄庁	

教育職員免許状交付申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所			
勤務先又は勤務予定校			
フリガナ 名前 <small>（楷書で正確に 記載すること）</small>			本籍地
			都道 府県
生年月日	年 月 日生		

次の教育職員免許状を教育職員免許法施行法第1条により交付してください。

免許状の種類	教諭 免許状	教科又は教育領域	
基礎免許状		教科又は教育領域	

校長印	受付印	
	所轄庁	

教育職員免許状書換申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所		
勤務先又は勤務予定校		
名前		年 月 日生

次の教育職員免許状を書換えてください。

異動前	本籍地	都道府県	フリガナ 名前		
異動後	本籍地	都道府県	フリガナ 名前		
免許状の種類		教科又は 教育領域	番号	授与等年月日	
			第 号	年 月 日	
			第 号	年 月 日	
			第 号	年 月 日	
			第 号	年 月 日	
			第 号	年 月 日	

振替用紙の裏面に記載
 第6号様式(第9条関係)(規格A4)
 (表面)

履 歴 書

現住所	TEL ()				
フリガナ 名前	旧姓()	年 月 日生	本籍地	都 道 府 県	
1 所有免許状					
授与年月日	免許状の種類	教科又は 教育領域	番号	根拠規定	授与権者
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
2 学 歴					
在 学 年 間	学校名及び部科名	卒 修 中 退	国 公 立 私	何年制	在 学 数 年 数
・ ・ ~ ・ ・					
・ ・ ~ ・ ・					
・ ・ ~ ・ ・					
・ ・ ~ ・ ・					
・ ・ ~ ・ ・					
・ ・ ~ ・ ・					
・ ・ ~ ・ ・					
3 賞罰、身上異動					
年 月 日	事 項				
・ ・					
・ ・					
・ ・					

(裏面)

4 職 歴			
年 月 日	勤 務 先	職 名	発令庁その他
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			
・ ・ から ・ ・ まで			

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日

校長名 又は
所属長 職 名 前

印

第20号様式（第25条関係）（規格A4）

教育職員免許状授与証明書発行申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所	TEL ()		
勤務校		本籍地	都道府県
フリガナ	旧 ()		
名前			
生年月日	年 月 日	使用目的	

下記の免許状の授与証明書を発行してください。

免許状種類			
教科又は教育領域			
授与番号	第 号	第 号	第 号
授与年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
必要枚数			

【以下教育委員会記入欄】

発行番号	—			—			—		
割印									
発行年月日	年 月 日	決裁欄				発送印			

教 委 第 号

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地

氏 名

生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免 許 状 種 類		
教科、事項又は領域		
免 許 状 番 号		
授 与 年 月 日		
授 与 権 者		
追加した領域 及び追加年月日	領 域 名	追加年月日
根 拠 規 定		
((旧)有効期間の 満了日又は(旧)修 了確認期限)		
備 考		

年 月 日

三重県教育委員会

第二十三号様式の一を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の教育職員免許状に関する規則により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

教育職員免許法の一部改正による教員免許更新制の廃止等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 教育職員免許法の項番号の繰り上がり等に伴い、所要の改正を行うとともに、教員免許更新制に関する規定等を削除する。
- (2) 教員免許状の授与を受けようとする場合に必要な在職年数についての勤務経験の対象が拡大されたことに伴い、所要の改正を行う。
- (3) その他規定を整理する。

3 施行期日

令和4年7月1日

(教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行日)

(参考) 教員免許更新制の廃止について

教員免許更新制は、免許状の有効期間を10年とし、更新講習の受講により有効期間を更新する制度です。

令和4年7月1日から、教育職員免許法の改正に伴い免許更新制が廃止されます。

(参考資料) 改正様式 新旧対照表

改正後

第1号様式 (第9条関係) (規格A4)

校長印	受付印
	所轄庁

教育職員免許状授与等申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所	
勤務先又は 勤務予定校	
フリガナ	本籍地
名 〔括弧で正前に 記載すること〕	都 道 府 県
生 年 月 日	年 月 日 生

次の教育職員免許状を授与等してください。

免許状 の種類	教諭	免許状	教科又は 教育領域
------------	----	-----	--------------

改正前

第1号様式 (第9条関係) (規格A4)

校長印	受付印
	所轄庁

教育職員免許状授与等申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所	
勤務先又は 勤務予定校	
フリガナ	本籍地
名 〔括弧で正前に 記載すること〕	都 道 府 県
生 年 月 日	年 月 日 生
平成21年3月31日以前に普通免許状又は特別免許状(臨時免許状を除く)の授与を受けたこと否	
ある ない	

次の教育職員免許状を授与等してください。

免許状 の種類	教諭	免許状	教科又は 教育領域
------------	----	-----	--------------

改正後

第1号様式の2 (第9条関係) (規格A4)

教育職員免許状授与等申請書 (一括申請用)

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

フリガナ 名前 (姓書で正確に 記載すること)	本籍地 都 府 県
生 年 月 日	年 月 日 生

次の教育職員免許状を授与等してください。

番号	免許状の種類	教科又は 教育種別
1	教諭	免許状
2	教諭	免許状
3	教諭	免許状
4	教諭	免許状
5	教諭	免許状
6	教諭	免許状

学校及び学部学科名	
専攻 (大学のみのみ)	
授与等年月日	年 月 日

改正前

第1号様式の2 (第9条関係) (規格A4)

教育職員免許状授与等申請書 (一括申請用)

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

フリガナ 名前 (姓書で正確に 記載すること)	本籍地 都 府 県
生 年 月 日	年 月 日 生

次の教育職員免許状を授与等してください。

番号	免許状の種類	教科又は 教育種別
1	教諭	免許状
2	教諭	免許状
3	教諭	免許状
4	教諭	免許状
5	教諭	免許状
6	教諭	免許状

学校及び学部学科名	
専攻 (大学のみのみ)	
授与等年月日	年 月 日
平成21年3月31日以前に普通免許状又は特別免許状 (臨時免許状を除く。) の授与等を受けたことが	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>

改正後

第2号様式（第9条関係）（規格A4）

校長印	受	所 部 庁	印
	付		

教育職員検定申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所		本籍地	道 都 府 県
勤務先又は定校			
フリガナ			
名	前		
	籍書で正確に記載すること		
生年月日	年 月 日	日生	

次の教育職員免許状を教育職員検定のうえ授与等してください。

免許状の種類	教諭	免許状	教科又は 教育領域
			助教諭免許状
記入 するか一方のみ			

改正前

第2号様式（第9条関係）（規格A4）

校長印	受	所 部 庁	印
	付		

教育職員検定申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所		本籍地	道 都 府 県
勤務先又は定校			
フリガナ			
名	前		
	籍書で正確に記載すること		
生年月日	年 月 日	日生	
平成21年3月31日以前に専断免許状又は特別免許状（臨時免許状を 除く。）の授与を受けたことが		ある	ない

次の教育職員免許状を教育職員検定のうえ授与等してください。

免許状の種類	教諭	免許状	教科又は 教育領域
			助教諭免許状
記入 するか一方のみ			

改正後

第3号様式（第9条関係）（規格A4）

校長印	所	受付印
	職	
	序	

教育職員免許状交付申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所	
勤務先又は勤務予定校	
フリガナ	本籍地
名前 （拼音で正確に記載すること）	道 府 県
生年月日	年 月 日生

次の教育職員免許状を教育職員免許法施行法第1条により交付してください。

免許状の種類	教諭	免許状	教諭又は教育副教諭
基礎免許状			教諭又は教育副教諭

改正前

第3号様式（第9条関係）（規格A4）

校長印	所	受付印
	職	
	序	

教育職員免許状交付申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所	
勤務先又は勤務予定校	
フリガナ	本籍地
名前 （拼音で正確に記載すること）	道 府 県
生年月日	年 月 日生
平成21年3月31日以前に普通免許状又は特別免許状（臨時免許状を除く。）の授与を受けたことが	ある ない

次の教育職員免許状を教育職員免許法施行法第1条により交付してください。

免許状の種類	教諭	免許状	教諭又は教育副教諭
基礎免許状			教諭又は教育副教諭

改正後

第4号様式（第9条関係）（規格A4）

校長印	所	受付印
	〒	

教育職員免許状書換申請書

年 月 日

三原県教育委員会 宛て

現住所	
勤務先又は勤務予定校	
名前	前 年 月 日生

次の教育職員免許状を書換えてください。

異動前	本籍地	都道府県	フリガナ	免許状の種類	番号	授与年月日
異動後						

改正前

第4号様式（第9条関係）（規格A4）

校長印	所	受付印
	〒	

教育職員免許状書換申請書

年 月 日

三原県教育委員会 宛て

現住所	
勤務先又は勤務予定校	
名前	前 年 月 日生

次の教育職員免許状を書換えてください。

異動前	本籍地	都道府県	フリガナ	免許状の種類	番号	授与年月日
異動後						

改正後

第6号様式 (第9条関係) (規格A4)

(表前)

職歴書

現住所	〒 () 道 府 県									
フリガナ 名前	旧姓 ()		年 月 日 生		本籍地					道 府 県
1 所有免許状										
授等年月日	免許状の種類	科目又は 教習領域	番号	相他規定	授与格者					
・										
・										
・										
・										
・										
・										
2 学 歴										
在 学 年 間	学校名及び部科名	卒 修 退	国 立 公 立 私立	何年制	在 学 年 数					
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
3 賞罰、身上異動										
年 月 日	事 項									
・										
・										
・										

改正前

第6号様式 (第9条関係) (規格A4)

(表前)

職歴書

現住所	〒 () 道 府 県									
フリガナ 名前	旧姓 ()		年 月 日 生		本籍地					道 府 県
1 所有免許状										
授等年月日	免許状の種類	科目又は 教習領域	番号	相他規定	授与格者					
・										
・										
・										
・										
・										
・										
2 学 歴										
在 学 年 間	学校名及び部科名	卒 修 退	国 立 公 立 私立	何年制	在 学 年 数					
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
3 賞罰、身上異動										
年 月 日	事 項									
・										
・										
・										

改正後

第20号様式 (第25条関係) (規格A4)

教育職員免許状授与証明書発行申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現 任 所	TEL ()		—
効 務 校	本籍地	都道 府県	
フリガナ			
名 前	田 ()	就 用 的 日	
生 年 月 日	年 月 日		

下記の免許状の授与証明書を発行してください。

免許状種類			
教科又は教育領域			
授与番号	第 号	第 号	号
授与年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
必要枚数			

【以下教育委員会記入欄】

発行番号	—	—	—
制 印			
発 行 日	年 月 日	決 算 期	発 達 期

改正前

第20号様式 (第25条関係) (規格A4)

教育職員免許状授与証明書発行申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現 任 所	TEL ()		—
効 務 校	本籍地	都道 府県	
フリガナ			
名 前	田 ()	就 用 的 日	
生 年 月 日	年 月 日		
直前期間満了日又は終了承認期日	年 月 日		

下記の免許状の授与証明書を発行してください。

免許状種類			
教科又は教育領域			
授与番号	第 号	第 号	号
授与年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
必要枚数			

【以下教育委員会記入欄】

発行番号	—	—	—
制 印			
発 行 日	年 月 日	決 算 期	発 達 期

改正後

第20号様式の2 (第25条関係) (規格A4)

教委第 号

教育職員免許状授与証明書

本籍地名
氏名
生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免許状種別	
教科、事項又は領域	
免許状番号	
授与年月日	
授与種別	
	領域名
	追加年月日
追加した領域及び追加年月日	
根拠規定	
(旧) 新卒師範の 通(日又は(日) 整 了(修業年限)	
備考	

年 月 日

三重県教育委員会

改正前

第20号様式の2 (第25条関係) (規格A4)

教委第 号

教育職員免許状授与証明書

本籍地名
氏名
生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免許状種別	
教科、事項又は領域	
免許状番号	
授与年月日	
授与種別	
	領域名
	追加年月日
追加した領域及び追加年月日	
根拠規定	
(旧) 新卒師範の 通(日又は(日) 整 了(修業年限)	
備考	

年 月 日

三重県教育委員会

改正後

改正前

削除

第23号様式の2 (第28条関係) (規格A4)

有効期間の満了の日

年 月 日

授与条件

(番号)

年 月 日

(記)

三重県教育委員会

右の者に教育職員免許法第 条の定めるところにより (左記の教科について) (教育職員) 特別免許状を授与する。

年 月 日生

氏名

本籍地

(教育職員) 特別免許状

報告 1

令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月24日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長



令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況は次のとおりです。

		令和5年度採用			令和4年度採用					申込者数の増減 (a)-(c)
		申込者数 (a)	採用見込数 (b)	倍率 (a)/(b)	申込者数 (c)	受験者数 (d)	合格者数 (e)	倍率		
								申込者 (c)/(e)	受験者 (d)/(e)	
校種等別	小学校	780	269	2.9	949	885	287	3.3	3.1	△ 169
	中学校	781	146	5.3	839	785	139	6.0	5.6	△ 58
	高等学校	515	64	8.0	522	484	49	10.7	9.9	△ 7
	特別支援学校	77	17	4.5	103	99	19	5.4	5.2	△ 26
	養護教諭	170	13	13.1	177	164	20	8.9	8.2	△ 7
	栄養教諭	47	6	7.8	41	40	4	10.3	10.0	6
合計		2,370	515	4.6	2,631	2,457	518	5.1	4.7	△ 261
選考種別	一般選考	1,472	/	/	1,702	1,542	310	5.5	5.0	△ 230
	障がい者特別選考	5			6	5	1	6.0	5.0	△ 1
	社会人特別選考 [I]	1			3	3	1	3.0	3.0	△ 2
	社会人特別選考 [II]	37			37	36	7	5.3	5.1	0
	教職経験者特別選考 [I]	57			49	46	20	2.5	2.3	8
	教職経験者特別選考 [II]	798			834	825	179	4.7	4.6	△ 36

※申込者数は6月11日現在の数であり、申込要件等の確認作業により、今後若干変動することがあります。

令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験

校種・教科等別申込状況

三重県教育委員会

校種等・教科・科目		採用見込数	申込者数	
小学校教諭		約269名	780	
中学校教諭	国語	約23名	102	
	社会	約18名	138	
	数学	約25名	124	
	理科	約22名	55	
	音楽	約7名	49	
	美術	約6名	15	
	保健体育	約16名	164	
	技術	約5名	13	
	家庭	約4名	7	
	英語	約20名	114	
小計		約146名	781	
高等学校教諭	国語		約9名	55
	地理歴史	世界史	約2名	66
		日本史	約2名	
		地理	約1名	
	公民		約2名	20
	数学		約4名	68
	理科	物理	約3名	60
		化学	約3名	
		生物	約3名	
	美術		約2名	16
	保健体育		約4名	111
	看護		約1名	2
	家庭		約3名	11
	農業		約4名	18
	工業	機械系	約3名	13
		電気・電子系	約3名	2
		工業化学系	約2名	5
英語		約9名	34	
情報		約2名	23	
福祉		約2名	11	
小計		約64名	515	
学特別校教諭支援	小学部		約15名	51
	中学部・高等部	保健体育	約2名	26
	小計		約17名	77
養護教諭		約13名	170	
栄養教諭		約6名	47	
合計		約515名	2,370	

公立学校教員採用選考実施状況

年度		26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5
小学校教諭	申込者数	1,083	1,042	1,019	1,026	1,045	999	997	1,093	949	780
	受験者数	1,009	974	936	964	965	919	920	998	885	
	1次合格者数	567	476	505	508	518	521	507	671	730	
	2次合格者数	290	238	252	247	252	192	240	230	287	
中学校教諭	申込者数	1,042	1,032	1,020	1,005	939	933	865	884	839	781
	受験者数	950	936	937	907	868	857	810	836	785	
	1次合格者数	367	369	359	386	358	254	341	367	407	
	2次合格者数	145	138	133	132	126	84	115	124	139	
高等学校教諭	申込者数	891	848	870	806	760	645	651	543	522	515
	受験者数	790	744	760	694	666	550	584	496	484	
	1次合格者数	304	205	268	178	169	153	179	127	149	
	2次合格者数	111	72	87	61	57	52	62	42	49	
特別支援学校教諭	申込者数	84	77	76	88	97	97	107	104	103	77
	受験者数	82	74	72	82	91	91	98	102	99	
	1次合格者数	51	36	40	48	42	49	60	54	52	
	2次合格者数	25	16	18	21	17	16	20	18	19	
養護教諭	申込者数	238	218	196	219	224	211	175	207	177	170
	受験者数	213	202	181	201	209	194	167	193	164	
	1次合格者数	71	60	56	67	77	60	66	56	64	
	2次合格者数	24	23	19	22	28	20	22	18	20	
栄養教諭	申込者数	57	67	53	57	60	55	47	41	41	47
	受験者数	48	54	41	52	52	45	43	36	40	
	1次合格者数	13	22	14	18	16	9	20	16	12	
	2次合格者数	5	6	5	5	5	3	6	5	4	
合計	申込者数	3,395	3,284	3,234	3,201	3,125	2,940	2,842	2,872	2,631	2,370
	受験者数	3,092	2,984	2,927	2,900	2,851	2,656	2,622	2,661	2,457	
	1次合格者数	1,373	1,168	1,242	1,205	1,180	1,046	1,173	1,291	1,414	
	2次合格者数	600	493	514	488	485	367	465	437	518	

報告2

令和4年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

令和4年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月24日提出

三重県教育委員会事務局
小中学校教育課長



令和4年度 第1回三重県教科用図書選定審議会の概要について

1 日時

令和4年5月27日（金）10:00～12:00

2 場所

三重県庁 7階 教育委員室

3 会長・副会長の選出

会長…伊藤 信成 委員（三重大学教育学部長）

副会長…花岡 みどり 委員（津市立橋北中学校長）

4 諮問

県教育委員会から三重県教科用図書選定審議会に対して、令和5年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性（案）について諮問【資料1】

- ・三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目

5 事務局からの説明

○教科用図書採択制度と教科用図書選定審議会について

- ・教科書が使用されるまでの基本的な流れと教科書の採択の仕組みの概要
- ・教科用図書採択制度や教科用図書選定審議会の法的役割は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同施行令等に基づくものであること
- ・教科用図書選定審議会は、毎年度、同施行令で定める期間、県に置かれること。県教育委員会が市町教育委員会等の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならないこと
- ・県教育委員会は、本審議会での審議を踏まえ、市町教育委員会及び国立・私立学校長の行う教科用図書の採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行うこと

6 審議

- (1) 令和5年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性（案）について
- (2) 令和5年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性についての答申について

<事務局からの説明の概要>

- ・審議(1)令和5年度小学校調査員の調査実施項目の方向性について（平成31年度の小学校の教科書採択における調査実施項目と令和2年度の中学校の教科書採択に

おける調査実施項目の相違点及び変更の経緯。令和5年度採択に向けた調査実施項目の方向性（案）の趣旨）

<審議の概要>

【質問】令和2年度の採択において、教科書の内容別ページ数や、教材資料の数を使用上の便宜として数量で表しているが、平成31年度と比較して、なぜこのような変更をしたか。

（回答）県内各採択地区で調査を行う調査員にとって、使用上の便宜を客観的に量として示した方が、各教科書の特徴を客観的にとらえやすいと考えたからである。市町からは、分量としたことでわかりやすくなったとの評価をいただいている。

【意見】平成31年度の調査実施項目のうち、プログラミング教育との関係で明示されていた「論理的思考」という言葉について、大切な要素だと考える。各教科等でも育成していく必要があることから、いずれかの項目に残してはどうか。

（回答）いずれかの調査実施項目に記載していきたい。

【質問】「今日的課題への配慮」というのは、どのようなことを意味しているか。ある程度、具体例を示した上で、調査に当たる方がよいのではないか。

（回答）令和2年度の採択では、放射線に関わることや平和教育等について調査を行いました。令和5年度の採択に向けては、今日の社会情勢からSDGsや感染症対策なども考えられることから、今日的課題という表現をさせていただいた。御指摘については、令和5年度の調査員に対して適切に伝達させていただく。

【意見】使用上の便宜を、数量で示すことは理解したが、教科書の内容の配列についての特徴は、教科書を学年の系統性で考えたときに、大事にしたい部分であると考えている。

（回答）令和3年度採択では、中学校歴史の教科書採択のみであったので、内容の配列は、造本上の特徴に含めて調査を行った。小学校について、特に重要であるという、御指摘を鑑み、文章表記も考えていきたい。

7 審議の結果

(1) 「令和5年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性（案）」は、一部修正の意見がなされたため、修正案についての検討を行い、最終的な文言の決定については会長に一任された。

(2) 「令和5年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性について」の決定後、会長から事務局に答申文を提出することについて承認された。【資料2】

教委第05-81号
令和4年5月27日

三重県教科用図書選定審議会 御中

三重県教育委員会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

令和5年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性について

（理由）

県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図ることを目的として、市町等の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言、援助等を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び同法施行令第8条の規定に基づき、下記事項についての調査審議を依頼するものである。

記

- ・ 令和5年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性

※ 関係法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第11条第1項
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条

令和4年5月27日

三重県教育委員会 御中

三重県教科用図書選定審議会

次の事項について、答申します。

令和5年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性について

令和4年5月27日付けで諮問された下記の事項について、本審議会は慎重に審議した結果、別添のとおり結論を得ましたので答申します。

記

- ・ 令和5年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性について

令和5年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）
の調査実施項目の方向性

1 学習指導要領に定める教科の目標を達成するための工夫

- (1) 各教科の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、問題を見いだして解決策を考える学習など、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた工夫
- (2) 言語能力や論理的思考力の育成を図るための工夫
- (3) 情報活用能力の育成に向け、ICTを活用した学習活動の充実を図るための工夫
- (4) 学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりするための工夫
- (5) 各教科の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携した学習を実施するための工夫
- (6) 児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習を促すための工夫
- (7) 他の教科等との関連を図った学習活動を充実するための工夫

2 使用上の便宜

- (1) 内容別配当の分量
- (2) 教材・資料等の分量
- (3) 内容の配列及び造本上の特徴、特別な配慮を必要とする児童等への配慮、編集上の工夫等

3 その他

今日的課題への配慮や各種目において調査を必要とする事項等

報告3

第104回全国高等学校野球選手権三重大会の開催について

第104回全国高等学校野球選手権三重大会の開催について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月24日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

第104回全国高等学校野球選手権三重大会の開催について

1. 主 催 一般財団法人三重県高等学校野球連盟、朝日新聞社
2. 後 援 三重県教育委員会、四日市市、津市、松阪市、伊勢市教育委員会
3. 期 日 令和4年7月8日（金）～27日（水） 雨天順延 10日間
4. 球 場 四日市市営霞ヶ浦球場、ドリームオーシャンスタジアム、津球場公園内野球場、
ダイムスタジアム伊勢
5. 出 場 校 64校
6. 選手資格 令和4年度大会参加者資格規定及び第104回全国高等学校野球選手権大会
開催要項による。
7. 大会規定 第104回全国高等学校野球選手権地方大会規定並びに三重大会実施要項及び
三重大会規定による。
8. 入 場 料 一般 700円、高校生 200円、高校生団体 100円、中学生以下無料
9. 抽 選 会 令和4年6月21日（火）14時より 三重県総合文化センター 中ホール
10. 開 会 式 令和4年7月8日（金）13時より 四日市市営霞ヶ浦球場
【雨天の時は四日市ドームにて行う】
11. 閉 会 式 決勝戦終了後
12. 試合開始 開会式当日 14時30分
2試合の場合 10時00分、12時30分
3試合の場合 9時00分、11時30分、14時00分
4試合の場合 8時00分、10時30分、13時00分、15時30分
決勝戦 12時30分
最終試合の開始予定時間は、原則として17時までとする。

報告 4

令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・
三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施
日程について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月24日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長
特別支援教育課長

令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程

○ 全日制課程及び定時制課程

月日(曜日)	全 日 制 課 程	定 時 制 課 程
1月23日(月)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜願書等受付開始	
1月26日(木)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜願書等受付締切	
2月 2日(木)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜の検査	
3日(金)	※ 日程等の詳細は各高等学校が指定する。	
2月10日(金)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜の追検査	
2月14日(火)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜合格内定通知 後期選抜募集人数発表	
2月17日(金)	前期選抜の追々検査	
2月20日(月)	前期選抜追々検査の合格内定通知	
2月21日(火)	後期選抜願書等受付開始	
2月24日(金)		後期選抜願書等受付締切
2月27日(月)	後期選抜願書等受付締切	
3月 2日(木)	志願変更受付開始	
3月 3日(金)		志願変更受付締切
3月 6日(月)	志願変更受付締切	
3月 9日(木)	後期選抜の検査	
3月17日(金)	合格者発表(前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜を含む。) 再募集公告	
3月20日(月)	追検査・再募集願書等受付開始	
3月22日(水)	追検査・再募集願書等受付締切	
3月23日(木)	追検査・再募集の検査	
3月27日(月)	追検査・再募集合格者発表	
		追加募集公告 追加募集願書等受付開始
3月28日(火)		追加募集願書等受付締切
3月29日(水)		追加募集の検査
3月30日(木)		追加募集合格者発表

- 注1 表中の「連携型中高一貫教育に係る選抜」は、飯南高等学校、南伊勢高等学校南勢校舎で実施する選抜を示す。
 2 表中の「特別選抜」は、あけぼの学園高等学校、四日市工業高等学校(定時制課程)、北星高等学校、飯野高等学校(定時制課程)、みえ夢学園高等学校、伊勢まなび高等学校で実施する選抜を示す。
 3 表中の「前期選抜の追々検査」は、前期選抜で入学定員の100%を募集する高等学校の学科・コースのみで実施する。

○ 通信制課程

月日(曜日)	前期選抜	月日(曜日)	後期選抜	月日(曜日)	再募集
1月23日(月)	願書等受付開始	2月21日(火)	願書等受付開始	3月27日(月)	願書等受付開始
1月26日(木)	願書等受付締切	2月24日(金)	願書等受付締切	3月31日(金)	願書等受付締切
2月 2日(木)	検査	3月 9日(木)	検査	4月 4日(火)	検査
2月14日(火)	までに合格内定者に通知	3月17日(金)	までに合格者に通知	4月11日(火)	までに合格者に通知

令和5年度三重県立特別支援学校入学者選考実施日程

月日(曜日)	選 考	月日(曜日)	再 募 集
1月23日(月)	願書等受付開始	2月21日(火)	願書等受付開始
1月26日(木)	願書等受付締切	2月27日(月)	願書等受付締切
2月 3日(金)	選考	3月20日(月)	選考
2月10日(金)	追選考	3月22日(水)	合格者発表
2月14日(火)	合格者発表		

※ 出願にあたっては、令和5年1月25日(水)までに、出願を希望する学校において教育相談を必ず受けること。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、実施日程を改めて検討することとします。

